

高鍋町告示第35号

平成20年第4回高鍋町議会定例会を、次のとおり招集する。

平成20年12月5日

高鍋町長 小澤 浩一

1 期 日 平成20年12月10日(水)

2 場 所 高鍋町議会議場

開会日に応招した議員

緒方 直樹君

黒木 正建君

池田 堯君

水町 茂君

大庭 隆昭君

柏木 忠典君

矢野 友子君

岩崎 信也君

八代 輝幸君

徳久 信義君

中村 未子君

春成 勇君

永谷 政幸君

時任 伸一君

山本 隆俊君

後藤 隆夫君

12月12日に応招した議員

同上

12月17日に応招した議員

同上

12月18日に応招した議員

同上

応招しなかった議員

平成20年 第4回(定例)高鍋町議会会議録(第1日)

平成20年12月10日(水曜日)

議事日程(第1号)

平成20年12月10日 午前10時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 諸報告
 - (1) 議長の会務報告
 - (2) 議員派遣の報告
 - (3) 例月現金出納検査結果報告
 - (4) 定期監査結果報告
 - (5) 町長の政務報告
- 日程第3 会期の決定
- 日程第4 同意第4号 監査委員の選任について
- 日程第5 同意第5号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第6 推薦第2号 農業委員会委員の推薦について
- 日程第7 議案第50号 宮崎県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増減及び宮崎県市町村総合事務組合規約の変更について
- 日程第8 議案第51号 宮崎県自治会館管理組合を組織する地方公共団体の数の増減について
- 日程第9 議案第52号 宮崎県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の増減について
- 日程第10 議案第53号 高鍋町課設置条例の全部改正について
- 日程第11 議案第54号 高鍋町総合計画審議会条例等の一部改正について
- 日程第12 議案第55号 職員の勤務時間及び休日休暇に関する条例の一部改正について
- 日程第13 議案第56号 職員の自己啓発等休業に関する条例の一部改正について
- 日程第14 議案第57号 高鍋町老人福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第15 議案第58号 高鍋町国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第16 議案第59号 予防接種事故に対する見舞金等の支給に関する条例の一部改正について
- 日程第17 議案第60号 平成20年度高鍋町一般会計補正予算(第3号)
- 日程第18 議案第61号 平成20年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
- 日程第19 議案第62号 平成20年度高鍋町老人保健特別会計補正予算(第2号)
- 日程第20 議案第63号 平成20年度高鍋町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)

- 日程第21 議案第64号 平成20年度高鍋町下水道事業特別会計補正予算(第2号)
日程第22 議案第65号 平成20年度高鍋町介護保険特別会計補正予算(第2号)
日程第23 議案第66号 平成20年度高鍋町水道事業会計補正予算(第1号)

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 諸報告
 (1) 議長の会務報告
 (2) 議員派遣の報告
 (3) 例月現金出納検査結果報告
 (4) 定期監査結果報告
 (5) 町長の政務報告
日程第3 会期の決定
日程第4 同意第4号 監査委員の選任について
日程第5 同意第5号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
日程第6 推薦第2号 農業委員会委員の推薦について
日程第7 議案第50号 宮崎県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増減及び宮崎県市町村総合事務組合規約の変更について
日程第8 議案第51号 宮崎県自治会館管理組合を組織する地方公共団体の数の増減について
日程第9 議案第52号 宮崎県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の増減について
日程第10 議案第53号 高鍋町課設置条例の全部改正について
日程第11 議案第54号 高鍋町総合計画審議会条例等の一部改正について
日程第12 議案第55号 職員の勤務時間及び休日休暇に関する条例の一部改正について
日程第13 議案第56号 職員の自己啓発等休業に関する条例の一部改正について
日程第14 議案第57号 高鍋町老人福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について
日程第15 議案第58号 高鍋町国民健康保険条例の一部改正について
日程第16 議案第59号 予防接種事故に対する見舞金等の支給に関する条例の一部改正について
日程第17 議案第60号 平成20年度高鍋町一般会計補正予算(第3号)
日程第18 議案第61号 平成20年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
日程第19 議案第62号 平成20年度高鍋町老人保健特別会計補正予算(第2号)
日程第20 議案第63号 平成20年度高鍋町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
日程第21 議案第64号 平成20年度高鍋町下水道事業特別会計補正予算(第2号)

日程第22 議案第65号 平成20年度高鍋町介護保険特別会計補正予算(第2号)

日程第23 議案第66号 平成20年度高鍋町水道事業会計補正予算(第1号)

出席議員(16名)

1番 緒方 直樹君	2番 黒木 正建君
3番 池田 堯君	5番 水町 茂君
6番 大庭 隆昭君	7番 柏木 忠典君
8番 矢野 友子君	10番 岩崎 信也君
11番 八代 輝幸君	12番 徳久 信義君
13番 中村 末子君	14番 春成 勇君
15番 永谷 政幸君	16番 時任 伸一君
17番 山本 隆俊君	18番 後藤 隆夫君

欠席議員(なし)

欠 員(なし)

事務局出席職員職氏名

議会事務局長 壺岐 昌敏君 事務局補佐 田中 義基君
議事調査係長 山下 美穂君

説明のため出席した者の職氏名

町長	小澤 浩一君	副町長	興梠 正明君
教育長	萱嶋 稔君	代表監査委員	井崎 俊博君
総務課長	川野 文明君	企画商工課長	東 啓三君
財政課長	正崎 博君	都市建設課長	間 省二君
環境整備課長	日野 祥二君	農業委員会事務局長 ...	清野 秋實君
農業振興課長	長町 信幸君	会計管理者兼会計課長 ...	杉田順一郎君
町民課長	山本 泰英君	福祉保健課長	井上 敏郎君
税務課長	竹内 昭博君	水道課長	芥田 秀則君
教育総務課長	永友 吉人君	社会教育課長	松木 成己君
美術館副館長	曾我部義雄君		

午前10時00分開会

議長(後藤 隆夫) おはようございます。只今から平成20年第4回高鍋町議会定例会を開会いたします。

これから、本日の会議を開きます。

この際、議会運営委員会の報告を求めます。委員長、中村末子議員。

議会運営委員会委員長（中村 末子君） 13番。おはようございます。平成20年第4回定例会が召集され、去る12月5日に第3会議室において議会運営委員会が行われました。委員全員出席、議長、副議長はオブザーバーとして出席、執行部、事務局も同席しました。

第4回定例会に付議されました案件は、監査委員の選任、固定資産評価審査委員選任の同意案件2件、農業委員会委員の推薦1件、宮崎県内で日南市に2町が合併することに伴う宮崎県市町村総合事務組合の数と規約変更、自治会館管理組合増減、後期高齢者医療広域連合の変更など一部事務組合関係が3件、高鍋町の組織改革に伴う課設置条例の全部改正など条例改正が7件、平成20年度一般会計補正、特別会計補正など7件の合計20件が提案されます。

このうち同意2件、推薦1件、一部事務組合関係3件については、本日に提案理由説明なされ、質疑、討論を経て採決となります。

条例改正7件、平成20年度一般会計補正、特別会計補正の7件合計14件については、各常任委員会、特別委員会に付託されます。

執行部より各提案について説明を求め、委員の質疑を求めました。委員より、各提案についてはわかりやすく説明することが求められました。

次に、議会事務局に日程の説明を受けました。今回の一般質問者は5名であり、2日間の日程ではなく、1日で行うことで提案されました。そのことについて、特段の意見もなく、9日間の日程で委員全員の一致を見ましたので御報告を申し上げます。一般質問者は5名で、1日の人数としては多いとお感じの議員もいらっしゃると思いますが、議会運営に御協力をよろしくお願いをいたしたいと思っております。

皆さんの活発な議論を期待し、議会運営委員会の報告といたします。

日程第1．会議録署名議員の指名

議長（後藤 隆夫） 次に、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定によって8番、矢野友子議員、10番、岩崎信也議員を指名をいたします。

日程第2．諸報告

議長（後藤 隆夫） 日程第2、諸報告を行います。

まず、議長の会務報告につきましては、別紙がお手元に配付してありますが、これにより朗読及び説明を省略して差し支えありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 隆夫） 異議なしと認めます。したがって、議長の会務報告は朗読及び説明

を省略します。

次に、議員派遣の報告につきましては、別紙がお手元に配付してありますが、このとおり派遣しましたので、これにより報告といたします。

次に、例月現金出納検査結果に関する報告が提出されましたので、お手元に配付してあります。

次に、定期監査結果報告を求めます。井崎俊博代表監査委員。

代表監査委員（井崎 俊博君） それでは定期監査の結果について御報告を申し上げます。

地方自治法第199条第4項の規定に基づき、定期監査を実施いたしました。その結果につきまして、平成20年11月25日付にて、皆様のお手元に配付してございます定期監査の結果報告書を、町長、議会議長、教育委員会教育長、農業委員会会長あてに提出をいたしております。

この報告書の内容につきまして、その概要を御報告申し上げます。

平成19年度歳入の手数料、使用料及び諸収入について、1、各種の歳入は適正に行われているか、2、領収書発行及び領収書控えの業務は厳正に行われているか、3、領収書控えと出納関係帳票類等は一貫しているか、4、領収書控え等の証拠書類の保管、管理状況は適切かなどでございます。

監査の期間は、平成20年11月10日から平成20年11月14日までの5日間でございます。監査の実施方法は、監査の対象となった主管課から関係書類及び出納関係帳票類一式の提示を求め、監査士、課長及び関係者のヒアリングを実施いたしました。

それでは、監査の結果について申し上げます。

各種の歳入手数料、使用料及び諸収入は、高鍋町条例、高鍋町財務規則に基づいて整備され、近代監査の結果、一部に領収書控え等のないものが見受けられましたが、出納関係帳票類との照合により、歳入には相違なく適正に処理されていることを認めました。

なお、領収書発行及び領収書控えについては通し番号を付し、保存規定に基づく徹底した保管管理をするとともに、高鍋町で統一した領収書つづりを作成されることを強く要望するものであります。

また、監査対象課等は、別表のとおりでございます。

以上で報告を終わります。

議長（後藤 隆夫） 次に、町長の政務報告を行います。町長。

町長（小澤 浩一君） 町長。おはようございます。平成20年9月1日から平成20年11月30日までの政務について御報告申し上げます。

まず、西都児湯広域市町村における、災害時総合支援に関する協定調印式についてでございますが、10月6日月曜日、西都市役所において、西都市、高鍋町、新富町、西米良村、木城町、川南町及び都農町の区域内での災害に対する総合支援に関する協定を締結いたしました。

この協定は、災害が発生した場合円滑に協定市町村間で応援し、その応援対策活動に万

全を期すことが目的でございます。今後とも、災害時の応急体制の確立等について積極的に取り組んでまいりたいと存じます。

次に、第43回町民の日記念式典及び第42回高鍋町社会福祉大会についてでございますが、当初10月1日に開催する予定でしたが、台風の影響により延期し、10月7日火曜日、高鍋町美術館で開催いたしました。約220人の出席者のもと、さまざまな分野で貢献された方々を表彰いたしました。

次に、高鍋城灯籠まつりについてでございますが、10月11日土曜日から12日日曜日にかけて開催をいたしました。今回は、天候にも恵まれ、約4万5,000人の人出でにぎわいました。また、朝倉市長様、串間市議会議長様、米沢市議会議長様を始め、姉妹都市と秋月家の皆様との交流会も開催し、さらなる親交を深めることができました。

次に、津波訓練についてでございますが、10月19日日曜日、町内3地区を対象に避難訓練を行いました。今回は、地震による津波が予測され、大津波警報が発令された場合を想定して、御屋敷、堀之内及び下永谷の住民を対象に、避難勧告等の情報伝達訓練や避難訓練等を実施いたしました。防災訓練は、防災意識の高揚を図り、防災体制を確立するための重要な機会でありますので、今後とも効果的な訓練の実施に努めてまいりたいと存じます。

次に、消防団公開機庫点検についてでございますが、11月9日日曜日、秋の全国火災予防運動の一環として、消防団各部機庫の一斉点検が行われました。各部とも、創意工夫しながら点検、整備を行っており、不備な点もなく、町民の生命と財産を守る消防団に対する心強さを改めて感じることができました。

次に、高鍋町が行う所掌事務からの、暴力団排除に関する合意書調印式についてでございますが、11月17日月曜日、高鍋町役場応接室において、高鍋警察署と高鍋町が行う所掌事務から暴力団排除の徹底をはかり、相互の連絡、協議体制を確立するため合意書の締結を行いました。今後とも、高鍋町が行う所掌事務からの暴力団の排除について積極的に取り組んでまいりたいと存じます。

次に、下水道整備促進全国大会についてであります。11月19日水曜日、砂防会館で開催され、下水道整備促進全国大会に出席し、大会終了後、地元選出国會議員に対し下水道の整備促進について要望を行ってまいりました。

次に、企業訪問についてでございますが、11月20日木曜日、東京都において企業訪問を行ってまいりました。東ソー株式会社には、本町における継続的な事業展開について、株式会社ヤマタネには、高鍋町農産物の新規取り扱いについてお願いをしてまいりました。また、今回の企業訪問を始め、さまざまな取り組みを積極的に進め、本町の発展につながりますよう努めてまいりたいと存じます。

以上、主立った政務について御報告申し上げます。なお、その他の政務につきましては、お手元の政務報告にて御確認いただきますようお願い申し上げます。

議長（後藤 隆夫） 以上で、日程第2、諸報告を終わります。

日程第3．会期の決定

議長（後藤 隆夫） 日程第3、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は会期日程予定表のとおり、本日から12月18日までの9日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 隆夫） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から18日までの9日間に決定をしました。

日程第4．同意第4号

議長（後藤 隆夫） 日程第4、同意第4号監査委員の選任についてを議題といたします。ここで、16番、時任伸一議員の退席を求めます。

〔16番 時任 伸一君 退席〕

議長（後藤 隆夫） 提案理由の説明を求めます。町長。

町長（小澤 浩一君） 町長。同意第4号監査委員の選任について、提案理由を申し上げます。

議会選出監査委員の永谷政幸氏の辞任に伴い、新たに時任伸一氏を監査委員に選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めます。

このことにつきまして、同意をいただきますようお願い申し上げます。

議長（後藤 隆夫） 続いて、略歴の説明を求めます。総務課長。

総務課長（川野 文明君） 総務課長。それでは、略歴の紹介をいたします。

氏名、時任伸一、生年月日、昭和16年11月14日、現住所、児湯郡高鍋町大字上江7652番地7、最終学歴、昭和41年3月早稲田大学第一法学部卒業でございます。続きまして、職歴等でございます。昭和41年4月大東京信用組合入社、昭和44年10月大東京信用組合退社、昭和45年12月霧島第一ホテル入社、昭和59年10月霧島第一ホテル退社、昭和60年9月ホテル泉屋入社、平成18年11月ホテル泉屋退社、平成18年12月から高鍋町議会議員として現在に至っております。

以上でございます。

議長（後藤 隆夫） 以上で説明は終わりました。

これから質疑を行います。同意第4号監査委員の選任について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 隆夫） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本件は人事案件でありますので、討論を省略し、直ちに採決に入ります。

これから同意第4号を起立によって採決します。本件は、原案のとおり同意することに賛成議員は御起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（後藤 隆夫） 起立多数であります。したがって、同意第4号監査委員の選任について同意することに決定をいたしました。

ここで時任伸一議員の入場を許可します。

〔16番 時任 伸一君 入場〕

日程第5 . 同意第5号

議長（後藤 隆夫） 日程第5、同意第5号固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

町長（小澤 浩一君） 町長。同意第5号固定資産評価審査委員会委員の選任について、提案理由を申し上げます。

現委員の矢野康憲氏が平成20年12月18日をもって任期満了になりますことに伴い、引き続き同氏を固定資産評価審査委員会委員として選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

このことにつきまして、御同意をいただきますようお願い申し上げます。

議長（後藤 隆夫） 本件につきましては再任でありますので、略歴の説明を省略します。

以上で、説明は終わりました。

これから質疑を行います。同意第5号固定資産評価審査委員会委員の選任について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 隆夫） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本件は人事案件でありますので、討論を省略し、直ちに採決に入ります。

これから同意第5号を起立によって採決します。本件は、原案のとおり同意することに賛成議員は御起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（後藤 隆夫） 起立全員であります。したがって、同意第5号固定資産評価審査委員会委員の選任について同意することに決定をいたしました。

日程第6 . 推薦第2号

議長（後藤 隆夫） 次に、日程第6、推薦第2号農業委員会委員の推薦についてを議題といたします。

本件は農業委員会等に関する法律第12条第1項第2号の規定により、本議会推薦の農業委員を推薦するものであります。

お諮りいたします。推薦の方法につきましては、指名推選によりたいと思いますが御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 隆夫） 御異議なしと認めます。よって、本件は指名推選によることに決定をいたしました。

指名の方法についてお諮りをいたします。議長において指名することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 隆夫） 御異議なしと認めます。本件は、議長により指名することに決定をいたしました。

日程第6、推薦第2号農業委員会委員の推薦について、黒木正建議員を指名をいたします。ここで、地方自治法第117条の規定により、2番、黒木正建議員の退場を求めます。

〔2番 黒木 正建君 退場〕

議長（後藤 隆夫） 議会推薦の農業委員会委員として、高鍋町大字蚊口浦26番地4、黒木正建議員を推薦することに賛成議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（後藤 隆夫） 起立全員と認めます。黒木正建議員を推薦することに決定をいたしました。

ここで、2番、黒木正建議員の入場を許可いたします。

〔2番 黒木 正建君 入場〕

日程第7．議案第50号

日程第8．議案第51号

日程第9．議案第52号

議長（後藤 隆夫） 日程第7、議案第50号宮崎県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増減及び宮崎県市町村総合事務組合同約の変更についてから、日程第9、議案第52号宮崎県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の増減についてまで、以上3件を一括して議題といたします。

一括して提案理由の説明を求めます。町長。

町長（小澤 浩一君） 町長。議案第50号宮崎県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増減及び宮崎県市町村総合事務組合同約の変更についてから、議案第52号宮崎県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の増減についてまでを、一括して提案理由を申し上げます。

まず、議案第50号宮崎県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増減及び宮崎県市町村総合事務組合同約の変更についてでございますが、本案につきましては、現在本町を始めとする県内の25の市町村において、消防団員に係る公務災害保障や退職報奨金の支給事務等合計11の事務を、地方自治法第284条第2項の規定により、宮崎県市町村総合事務組合で共同処理を行っているところでございます。

今般、市町村の廃置分合により、平成21年3月30日に日南市、北郷町及び南郷町が合併をするため、平成21年3月29日をもって北郷町及び南郷町が当該組合を脱退し、平成21年3月30日から日南市が加入することについて、また、これに伴い当該組合規約の一部を変更することについて、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第51号宮崎県自治会館管理組合を組織する地方公共団体の数の増減についてでございますが、本案につきましては、現在本町を始めとする県内すべての市町村において、宮崎県自治会館の設置、管理及び運営について、地方自治法第284条第2項の規定により、宮崎県自治会館管理組合で共同処理を行っているところでございます。

今般、市町村の廃置分合により、平成21年3月30日に日南市、北郷町及び南郷町が合併するため、平成21年3月29日をもって日南市、北郷町及び南郷町が当該組合から脱退し、平成21年3月30日から日南市が加入することについて、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第52号宮崎県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の増減についてでございますが、本案につきましては、現在本町を始めとする県内すべての市町村が加入する、宮崎県後期高齢者医療広域連合において、地方自治法第284条第3項の規定により、後期高齢者医療制度の運営を行っているところでございます。

今般、市町村の廃置分合により、平成21年3月30日に日南市、北郷町及び南郷町が合併するため、平成21年3月29日をもって日南市、北郷町及び南郷町が当該広域連合から脱退し、平成21年3月30日から日南市が加入することについて、地方自治法第291条の1の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

以上、3件の議案につきまして御審議を賜りますようお願い申し上げます。

議長（後藤 隆夫） 続いて、担当課長の詳細説明を求めます。総務課長。

総務課長（川野 文明君） 総務課長。議案第50号宮崎縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増減及び宮崎縣市町村総合事務組合規約の変更についてでございます。

宮崎縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体から、平成21年3月29日をもって南那珂郡北郷町及び同郡南郷町を脱退せしめ、平成21年3月30日から日南市を加入させ、宮崎縣市町村総合事務組合規約の一部を別途のとおり変更することについて、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

続きまして、宮崎縣市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約でございますが、宮崎縣市町村総合事務組合規約、平成元年7月1日宮崎県指令217-328の1を次のように変更いたします。別表第1中、延岡市の次に日南市を加え、北郷町、南郷町を削ります。別表第2の第3条第1号に関する事務の項から、第3条第10号に関する事務の項までの規定中、北郷町、南郷町を削り、同表第3条第11号に関する事務の項中、同市北浦町の地域のみとするの次に日南市、ただし日南市北郷町及び同市南郷町の地域のみとする

を加え、北郷町、南郷町を削るということでございます。で、これにつきましては、同条第3条第11号というのは交通災害共済事務がこれに該当いたしますので、その事務を新市の旧町村単位でそのまま引き継ぎ事務を行うという規約の変更でございます。

次に、議案第51号宮崎県自治会館管理組合を組織する地方公共団体の数の増減についてでございますが、宮崎県自治会館管理組合を組織する地方公共団体から、平成21年3月29日をもって日南市南那珂郡北郷町及び同郡南郷町を脱退せしめ、平成21年3月30日から日南市を加入させることについて、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

これにつきましては、先ほど町長のほうから説明いたしましたとおり、市町村合併によりまして日南市、新しい日南市を加入させるということになります。

以上でございます。

議長（後藤 隆夫） 町民課長。

町民課長（山本 泰英君） 町民課長。議案第52号宮崎県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の増減についてご説明申し上げます。

この広域連合には、県下の全市町村が加入しておりますが、市町村の合併に伴い、その中の日南市、南那珂郡北郷町及び同郡南郷町が脱退します。そして、北郷町、南郷町を含めた新しい日南市が加入することになります。そのための広域連合を組織する地方公共団体の数の増減について、地方団体と協議するため提案したものでございます。

よろしく願いいたします。

議長（後藤 隆夫） 以上で、説明は終わりました。

これから1議案ごとに質疑を行います。

まず、議案第50号宮崎縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増減及び宮崎縣市町村総合事務組合規約の変更について質疑を行います。質疑はありませんか。

5番、水町議員。

5番（水町 茂君） 5番。今、説明をお伺いしたんですが、この合併で団体が減少するというので、今まで3つあったのが1つになるということですよ。2つが日南市に統合されるわけですので、そうなりますと各町の負担金ですよ、各町負担金を出して運営をされておるわけです。そういうことで、この負担金がどうなるのか、増えるのか、減るのか、今までどおりなのか、そういうところをちょっとお尋ねをしたい。

議長（後藤 隆夫） 総務課長。

総務課長（川野 文明君） 総務課長。総合事務組合及び自治会館管理組合についての負担金の関係でございますが、当事務組合の運営につきましては、その各町からの負担金で運営しているということではございません。いわゆる、宮崎県町村会等につきましては、各町の負担金で運営しておりますが、総合事務組合についてはそれぞれの、いわゆる共済の取り扱いとか、退職手当組合の事務とかを取り扱っております、その、いわゆる個人、もちろん個人も町もあるんですが、その負担金の中で運用益等で運用されているというこ

とが1つと、管理組合については、その、いわゆる自治会館の、いわゆる貸出料の益金とか、そういうものすべて運営をされているということになっておるようでございます。

議長（後藤 隆夫） 5番、水町議員。

5番（水町 茂君） ということは、高鍋町は、そういうものは一切、負担金なるものは出してないということですね。

議長（後藤 隆夫） 総務課長。

総務課長（川野 文明君） はい。自治会館、総合事務組合の負担金と、自治館管理組合の負担金という形での支出は、もうありません。ただ、その、いわゆる、もともとの退職手当組合を運営するための負担金の中に、その分が含まれているということでございますので、その町が会館を運営するために、町村会、宮崎県の町村会等については、町村会負担金ということで、高鍋町とか町が全部出して運営をしておりますが、ここについては、その、いわゆる掛金の中にそれらも含まれておって算定をされておる分を、おる分の中の、まあ例えば運用益とかそういうもので運営をされているということのようでございます。

5番（水町 茂君） 出してないってということやね。間違いないね。

総務課長（川野 文明君） 出してないっちゃうのは。

5番（水町 茂君） いや、高鍋町から出してないっちゃう、負担金なるものを。そういうことやね。ないならいいとよ。

総務課長（川野 文明君） いや、あの、負担金としては、その高鍋町が幾ら幾らということではないんですが、こう、いわゆる全体の、例えば全体の退職手当組合負担金とか、公務災害負担金とかいうのがあります。その中に、既に算定をされているということで、単独で高鍋町が市町村総合事務組合、管理組合に幾ら幾らというのはありません、ということ。そういうことでよろしいですか。

議長（後藤 隆夫） 13番、中村末子議員。

13番（中村 末子君） 13番。私はですね、直接ということではないんですけども、退職手当とか共済の運用がこの中でなされてきているということがありますので、その中で、株式運用しているということになれば、今すごく株価が下落してきてますよね。だから、退職金がどう変更になっていくのかというのがすごく気になって、この一部事務組合が減るからとかいうことでは、ちょっとない案件になるんですが、できれば議長に許可をお願いしたいなと思ってるんですが。運用について、どういった運用がなされているのかわかっていうことが、もうできれば知りたいなと。そうしないと、退職金が、職員がもらう退職金とかそういうものについての運用が、株式投資をされていれば、今、年金の運用でも3兆円、5兆円の損失が出てきて、かなりこのところは大変な部分が出てきているのかってことを、ここでできれば答弁をさせていただければ、これからの、先ほど5番議員からもありましたけれども、負担金というか、そういうものがひょっとしたら、そういう、いわゆる直接負担ではないにしても、直接負担ではないにしてもそういうことで損

失ができれば、その損失の穴埋めについて、そういった共済への負担金、そして退職負担金と、退職手当金に対する負担というのが多くなってきたら、職員の退職金などはどうなるのかなってというのがちょっと気になったところですので、だから総合的に見れば、全体的に見れば、5番議員とひょっとしたら同じ質疑になるのかもしれませんがけれども、私は運用次第でどうなるのかと。だから、負担割合がひょっとしたら増えてくるんじゃないかということが非常に気になる場所ですので、できれば答弁をお願いしたいと思います。

議長（後藤 隆夫） 暫時休憩いたします。

午前10時40分休憩

午前10時40分再開

議長（後藤 隆夫） 総務課長。

総務課長（川野 文明君） はい、総務課長。只今の御質問の、運用益等についての数字については、うちのほうにもないんですが、いわゆる総合組合に確認をした上で資料の提供をこちらのほうから求め、資料が、提供できる資料があれば皆さんに配付をさせていただくということでないといけない、時間が今のところ、向こうに、組合のほうに確認しないとできませんので、そういうことでお願いしてよろしいでしょうか。

議長（後藤 隆夫） 13番、中村末子議員。

13番（中村 末子君） 当然ですね、私が質疑をした1番大きな理由は、やはり国民年金なり厚生年金の運用で、かなりの金額が損失として上程されている。そうすると、厚生年金そのものを引き上げていかなければならないんじゃないかということが、今物議を醸している途中ですので、公務員のこういった運用についても、しっかりと関心を持ってやっていかないと、隠れた負担金ですね、いわゆる隠れた負担金の増が出てくる可能性が危惧される状態があるんじゃないかなというふうに、私思っておりますので、今総務課長が答弁されたように、できればその運用についての資料提出を求め、運用についても赤字になってるということであれば、やはり大いに議論をしていただいて、またその資料が出てきた時点で答弁を、答弁なり、裁量なりを聞かせていただければよろしいかと思えます。

議長（後藤 隆夫） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 隆夫） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 隆夫） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第50号を起立によって採決をいたします。本件は、原案のとおり決定することに賛成議員は御起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（後藤 隆夫） 起立全員と認めます。したがって、議案第50号宮崎県市町村総合

事務組合を組織する地方公共団体の数の増減及び宮崎縣市町村総合事務組合規約の変更については原案のとおり可決をいたしました。

次に、議案第51号宮崎県自治会館管理組合を組織する地方公共団体の数の増減について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 隆夫） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 隆夫） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第51号を起立によって採決をいたします。本件は、原案のとおり決定することに賛成議員は御起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（後藤 隆夫） 起立全員と認めます。したがって、議案第51号宮崎県自治会館管理組合を組織する地方公共団体の数の増減について原案のとおり可決をいたしました。

次に、議案第52号宮崎県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の増減について質疑を行います。質疑はありませんか。5番、水町茂議員。

5番（水町 茂君） 5番。先ほどの質問と同じような形になりますけども、この後期高齢者の広域連合、これも負担金はないということですね。

議長（後藤 隆夫） 町民課長。

町民課長（山本 泰英君） 町民課長。お答えいたします。

これにつきましては、市町村の数については増減いたしますけど、総体的な人口とかは変わりませんので、負担金の増減はありません。

議長（後藤 隆夫） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 隆夫） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 隆夫） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第52号を起立によって採決をします。本件は、原案のとおり決定することに賛成議員は御起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（後藤 隆夫） 起立全員と認めます。したがって、議案第52号宮崎県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の増減については原案のとおり可決をいたしました。

日程第10．議案第53号

日程第 1 1 . 議案第 5 4 号

日程第 1 2 . 議案第 5 5 号

日程第 1 3 . 議案第 5 6 号

日程第 1 4 . 議案第 5 7 号

日程第 1 5 . 議案第 5 8 号

日程第 1 6 . 議案第 5 9 号

日程第 1 7 . 議案第 6 0 号

日程第 1 8 . 議案第 6 1 号

日程第 1 9 . 議案第 6 2 号

日程第 2 0 . 議案第 6 3 号

日程第 2 1 . 議案第 6 4 号

日程第 2 2 . 議案第 6 5 号

日程第 2 3 . 議案第 6 6 号

議長（後藤 隆夫） 次に、日程第 1 0、議案第 5 3 号高鍋町課設置条例の全部改正についてから、日程第 2 3、議案第 6 6 号平成 2 0 年度高鍋町水道事業会計補正予算（第 1 号）についてまで、以上 1 4 件を一括して議題といたします。

提案理由の説明を認めます。町長。

町長（小澤 浩一君） 町長。議案第 5 3 号高鍋町課設置条例の全部改正についてから、議案第 6 6 号平成 2 0 年度高鍋町水道事業会計補正予算（第 1 号）についてまでを一括して提案理由を申し上げます。

まず、議案第 5 3 号高鍋町課設置条例の全部改正についてでございますが、本案につきましては、本年 4 月に策定いたしました第 5 次高鍋町行財政改革大綱の柱の一つである、機動的で政策対応力の高い組織体制の確立を図るため、本町の組織機構及びその分掌する事務について見直しを行いましたので、地方自治法第 1 5 8 条第 1 項の規定により、当該条例の全部を改正するものでございます。その基本的な考え方といたしましては、社会的ニーズに柔軟かつ的確に対応できること、質の高い行政サービスを提供し住民利益を高めることができること、簡素で効率的であること、課、係の枠を超えた横断的な取り組みが期待できるものであること、将来的な職員数に対応できるものであることなどを目標とし、企画部門と行財政改革や事務事業評価の進行管理などを含む財政部門を統合した政策推進課の設置を始め、町民の利便性向上の観点から、現環境整備課の環境保全係、現町民課の戸籍住民係を統合した町民生活課の設置、保険者として被保険者の健康を維持、増進させるとともに、保健、医療、福祉を一体的に進めるための健康福祉課の設置、農商工連携による町の発展を検討しながら、分野を超えた町内産業のさらなる振興を促すための産業振興課の設置、事業の連動性、共通性を考慮した上下水道課の設置など、先ほど申し上げました目標を達成するための所要の見直しを行ったところでございます。

次に、議案第 5 4 号高鍋町総合計画審議会条例等の一部改正についてでございますが、

本町組織機構の見直しの中で、課の名称の見直し及び特定の事務事業の担当課の変更が生じたため、これらの見直し等を行った課の名称が含まれている条例について、所要の改正を行うものでございます。

次に、議案第55号職員の勤務時間及び休日休暇に関する条例の一部改正についてでございますが、特殊法人改革の推進を図ることを目的として、株式会社日本政策金融公庫法及び株式会社日本政策金融公庫法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律が10月1日に施行されたことに伴い、公庫の予算及び決算に関する法律が沖縄振興開発金融公庫の予算及び決算に関する法律に改められました。条例中にこの法律を引用する箇所がございますので、所要の改正を行うものでございます。

次に、議案第56号職員の自己啓発等休業に関する条例の一部改正についてでございますが、独立行政法人国際協力機構法の一部を改正する法律が10月1日に施行されたことに伴い、自己啓発等休業の対象となる奉仕活動を定めている条例第5条第1号で引用する同法の条項の号ずれが生じたことにより、所要の改正を行うものでございます。

次に、議案第57号高鍋町老人福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部改正についてでございますが、高齢者等の創造的な活動を推進し、住民の福祉保健活動やボランティア活動への参加を支援する施設として、高鍋町老人福祉センターに加え、新たに持田地区に老人福祉センターを設置するため、その管理、運営等に関し必要な事項を定めるものでございます。

次に、議案第58号高鍋町国民健康保険条例の一部改正についてでございますが、国民健康保険法施行令第3条第2項に基づき、国民健康保険運営協議会員被用者保険等保険者を代表する委員として1名を、平成19年4月1日から加えておりましたが、平成20年度の医療制度改正により、65歳以上の退職被保険者が一般被保険者に移行したことによりその割合が減少し、通達で示された委員の基準を下回ることになったため、委員構成を再度見直した結果、当該委員を国民健康保険運営協議会の委員から外すものでございます。

また、健康保険法施行令の一部改正により、通常分娩で脳性麻痺となった患者の救済を目的とした産科医療補償制度が平成21年1月分娩分から実施されることに伴い、出産育児一時金の支給額を規則で定めるところにより、3万円を上限として加算するものでございます。制度の内容につきましては、通常の妊娠、出産だったにもかかわらず生まれた子供が重度の脳性麻痺になった場合に、補償額として準備一時金600万円、以後20年にわたり年120万円が支給される制度で、その保険料として1分娩当たり3万円程度の負担が必要となるものでございます。

次に、議案第59号予防接種事故に対する見舞金等の支給に関する条例の一部改正についてでございますが、平成19年3月31日結核予防法が廃止され、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に統合されました。条例中にこの法律を引用する箇所ございましたので、所要の改正を行うものでございます。

次に、議案第60号平成20年度高鍋町一般会計補正予算（第3号）でございますが、

今回の補正は、歳入歳出それぞれ1億2,078万円を追加し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ69億831万4,000円とするものでございます。

補正の主なものは、歳出では、地方バス路線維持費補助金、交通安全施設設置工事、園児数の増及び単価改定に伴う私立保育園委託料、転作推進に伴う高鍋町緊急生産調整対策推進事業補助金、学校給食民間委託に伴う東西小学校給食室施設整備費、東中学校下水道工事費、公民館北側駐車場舗装工事費、大雨による災害復旧費、税源移譲に伴う住民税等還付金などの増や、西都児湯環境整備事務組合負担金につきましては、普通交付税に算入される負担金分を西都市へ一括算入しておりましたが、木城町が地方交付税不交付団体になったことに伴い一括参加ができなくなったため、構成市町村それぞれが交付税算入され、西都児湯環境整備事務組合へ負担することとなったための負担金の増、また川南町漁業協同組合との覚書に基づく稚魚放流につきましては、本町が平成18年度から稚魚の放流を実施しておりませんでした。今回川南町漁業協同組合から、同組合が平成17年度から実施した稚魚等の放流に対する補償を覚書に基づき求められましたので、協議の上平成17年から本年度分までの4年間分を補償費として予算計上したものでございます。

財源といたしましては、地方交付税、国県支出金、寄附金、町債等でございます。合わせまして、災害備蓄倉庫等整備事業の年割額変更に伴う継続費の補正、平成20年度持田団地建てかえ事業遅延に伴います既存住宅解体事業費等の繰越明許費の設定、21年度の施設維持管理委託等に伴う債務負担行為の補正、公共土木施設災害復旧費に伴う地方債の補正を行うものでございます。

次に、議案第61号平成20年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)でございますが、今回の補正は、歳入歳出それぞれ459万円を追加し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ27億4,569万円とするものでございます。

補正の主なものは、歳出では医療制度改革に伴うシステムの変更に要する経費の増額、退職被保険者等高額療養費並びに特定検診等委託料の伸びに伴う増額でございます。

財源といたしましては、国県支出金、療養給付費等交付金及び繰越金等でございます。合わせまして、債務負担行為の設定を行うものでございます。

次に、議案第62号平成20年度高鍋町老人保健特別会計補正予算(第2号)でございますが、今回の補正は、歳入歳出それぞれ722万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ、1億9,917万2,000円とするものでございます。

補正の内容でございますが、本特別会計は医療制度改革により老人保健制度が廃止されたため、平成20年3月診療分までの医療費に対する精算を行うための会計でございます。

今回の補正につきましては、過年度分の医療費に対する医療機関の請求のおくれ等により、医療費給付費の増額が必要となったものでございます。

財源といたしましては、支払い金交付金、国県支出金等でございます。合わせまして、債務負担行為の設定を行うものでございます。

次に、議案第63号平成20年度高鍋町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)で後段に訂正あり

ございますが、今回の補正は、歳入歳出それぞれ2万円を追加し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ3億6,573万1,000円とするものでございます。

補正の内容といたしましては、歳出では、保険料還付加算金の増額でございます。

財源といたしましては、諸収入でございます。合わせまして、債務負担行為の設定を行うものでございます。

次に、議案第64号平成20年度高鍋町下水道事業特別会計補正予算(第2号)でございますが、今回の補正は、歳入歳出それぞれ70万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ、4億4,696万8,000円とするものでございます。

補正の内容といたしましては、歳出では、浄化センターで使用する薬品代の増加及び工事請負費のうち管渠工事費を公共マス設置工事費に組みかえるものでございます。

財源といたしましては、町債を減額し、一般会計繰入金を増額するものでございます。合わせまして、債務負担行為の設定及び地方債の補正を行うものでございます。

次に、議案第65号平成20年度高鍋町介護保険特別会計補正予算(第2号)でございますが、今回の補正は、歳入歳出それぞれ218万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ12億1,732万4,000円とするものでございます。

補正の主なものは、介護認定制度の見直しに伴うシステムの改修費と、高額読み取り装置購入費の増額及び予防給付対象者の増加に伴う介護予防サービス計画費の調整で、財源といたしましては国庫補助金及び一般会計繰入金でございます。合わせまして、債務負担行為の設定を行うものでございます。

次に、議案第66号平成20年度高鍋町水道事業会計補正予算(第1号)でございますが、今回の補正は、資本的支出に3,997万8,000円を追加し、総額を3億3,316万2,000円とするものでございます。

補正の主なものは、道路特定財源の暫定税率等の問題により、年度初めにおいて県の各種改良予算等が凍結されておりましたが、今回県道木城高鍋線道路改良工事の事業区間が確定いたしましたので、それに合わせて水道配水管の布設がえを行うための事業費の増額でございます。

以上、14件の議案につきまして御審議を賜りますようお願いを申し上げます。(発言する者あり)訂正をお願いいたします。川南町漁業協同組合との覚書に基づき、稚魚放流につきましては、本町が平成17年度からを18年度と申しましたので、17年度からに訂正をお願いいたします。

議長(後藤 隆夫) 以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

本日は、これで散会をいたします。

このあと、議員協議会を11時20分から開会をいたします。

午前11時08分散会